

第1章 事業者の氏名および住所

1-1. 事業者の名称

向茂都市開発株式会社

1-2. 代表者の氏名

代表取締役 向 春美

1-3. 主たる事務所の所在地

滋賀県東近江市蛇溝町231番地

第2章 事業の名称

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業

第3章 事業の目的および内容

3-1. 事業の目的

工業団地の造成

日野町の持つ自然環境ならびに生活環境に配慮し、既存工業団地の有効活用とともに荒廃した農地等の土地活用を図る。また、地域循環型経済構築に資する高い技術を生かしたものづくりや研究開発型の産業の立地を促進するため工業団地を計画し、頑張る地方応援、地域活性化に寄与し、均衡ある発展を図ることを目的とする。

3-2. 事業の種類

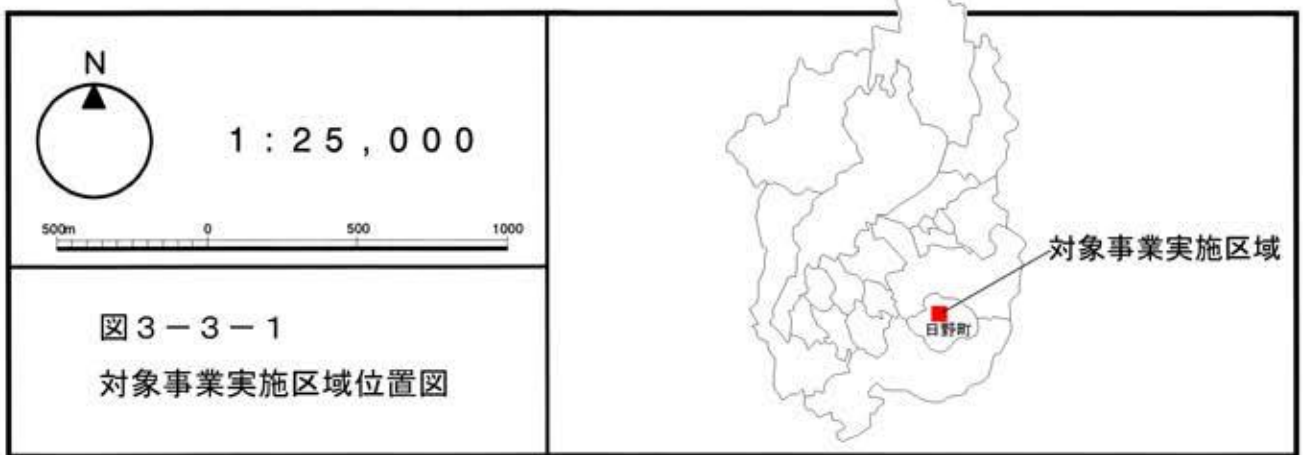
工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業
(滋賀県環境影響評価条例別表（第2条関係）の(12))

3-3. 対象事業実施区域の位置および面積

蒲生郡日野町大字鳥居平字篠原1519番 外149筆

面積：660,558.40 m²

内、市街化区域（特定保留区域含む）	374,285.75 m ²
町道建設区域（特定保留区域内）	9,124.53 m ²
地区計画予定区域	277,148.12 m ²



3-4. 対象事業実施区域の概要

対象事業実施区域は日野町の西部に位置しており、日野町は滋賀県の東南部、鈴鹿山麓の西に位置し、東西1.45km、南北1.52kmで山地と丘陵地で形成される。

近年は名神高速道路、新名神高速道路等主要幹線道路へのアクセスも容易なことから、住宅地の開発や企業立地が進んでいる。気候は瀬戸内海気候に属し、平均気温は14.5度で年降雨量は1,300～1,600mm程度である。

対象事業実施区域は、国道307号沿いに位置する日野第一工業団地(日野住宅工業団地および大谷工業団地)に近隣し、広域営農団地農道に挟まれて未開発となっている工業地域と隣接する市街化調整区域に位置する。海拔は185m～225mで二次林と荒廃した農地により形成された地域である。

3-5. 事業の工事計画の概要

(1) 工事の進め方

切盛土工に先立ち伐採を行い、伐採の終了した区域から仮設道路の設置、沈砂池、仮設調整池、編柵工等の仮設防災工を先行して行ったのち土工事に着手する。特に、降雨による汚濁水流出防止対策に万全の注意を払う。

伐採材の処分については、対象事業実施区域の大部分がコナラの雑木林であるので、伐採した樹木のうち、直径が概ね12cm以上の幹材についてはチップ用材として搬出する。

細い幹材については可能な限り現地で利用し、枝葉および土工時に除根された根株は産業廃棄物として業者委託処分する計画である。

工事中の車両の出入口については案内板を設置し、交通整理員を置き、一般車両および歩行者の安全を図る。

(2) 造成計画

第1期工事として全工事面積(改変区域)約57.49haのうち、工業地域および特定保留区域の西側部分約36.04haを先行して造成する。この区域で不足する盛土量約358,700m³については東近江市蛇溝町地先の株式会社向茂組資材置き場から搬入し、第2期工事として地区計画が設定される区域約21.45haでは切盛土量をバランスさせる計画である。

地山の掘削(切土)はブルドーザーまたはバックホウで行い、盛土区域が近距離の場合はブルドーザーで運搬する。移動距離が長い場合は車両で運搬し、ダンプトラック、アーティキュレートダンプ、クローラーダンプを地盤の状況や仮設道路の設置状況に応じて使い分ける。運搬した土砂は盛土区域に敷きならした後、締め固める。

工種別の工事工程は表 3 - 5 - 1 に示すとおりである。

(3) 工事中の雨水排水計画

「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月 滋賀県土木交通部河港課」を遵守し、開発地の雨水の流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう、工事の初期段階では暫定洪水調整池整備による洪水対策（暫定1/30年確率降雨強度規模）を行うこととし、全体工程の早期に本設（1/50年確率降雨強度規模）の先行整備を行い、洪水対策に万全を尽くして、1号洪水調整池および2号洪水調整池については普通河川野川に、3号洪水調整池については一級河川野川に放流する。

野川については本格的な造成工事に先立ち、管理者（日野町）と協議を行い、対象事業実施区域内を通過する河川の起終点は変えず、区域内を現況で蛇行している河川のほぼ中心を新しい法線として、河川の流下能力は現況と同等の規模により位置の付替えを行う。

- ・普通河川野川付替え区間の総延長 L=1,049.7m
- ・内、標準部（開渠部）：U-B2000×H1400 L=970.8m
- ・内、町認定道路下横断部：BOX-C L=74.0m
- ・内、一級河川擦り付け部（終点取付部） L=4.9m

また、工事实施区域への流入水および直接降雨については、盛土内に浸透してくる水を排水し、盛土状態を良好に維持し安定を図ることを目的として、暗渠排水管等の施設を設置する。

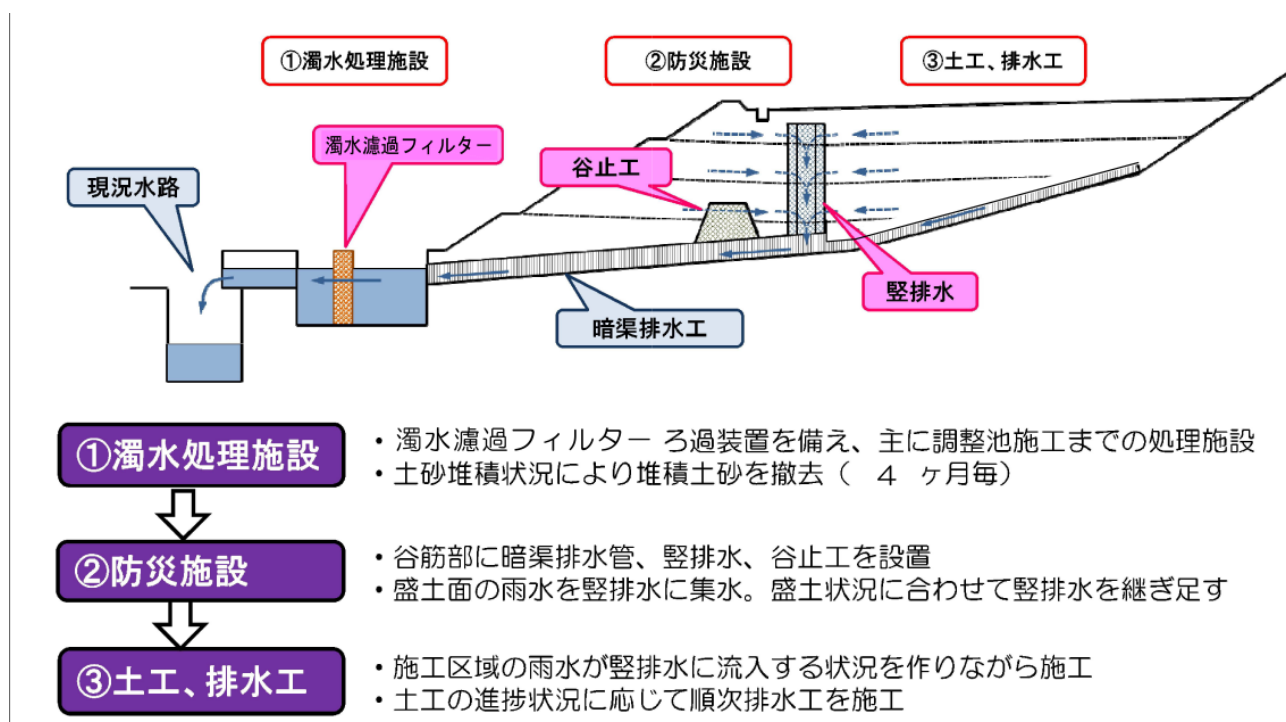
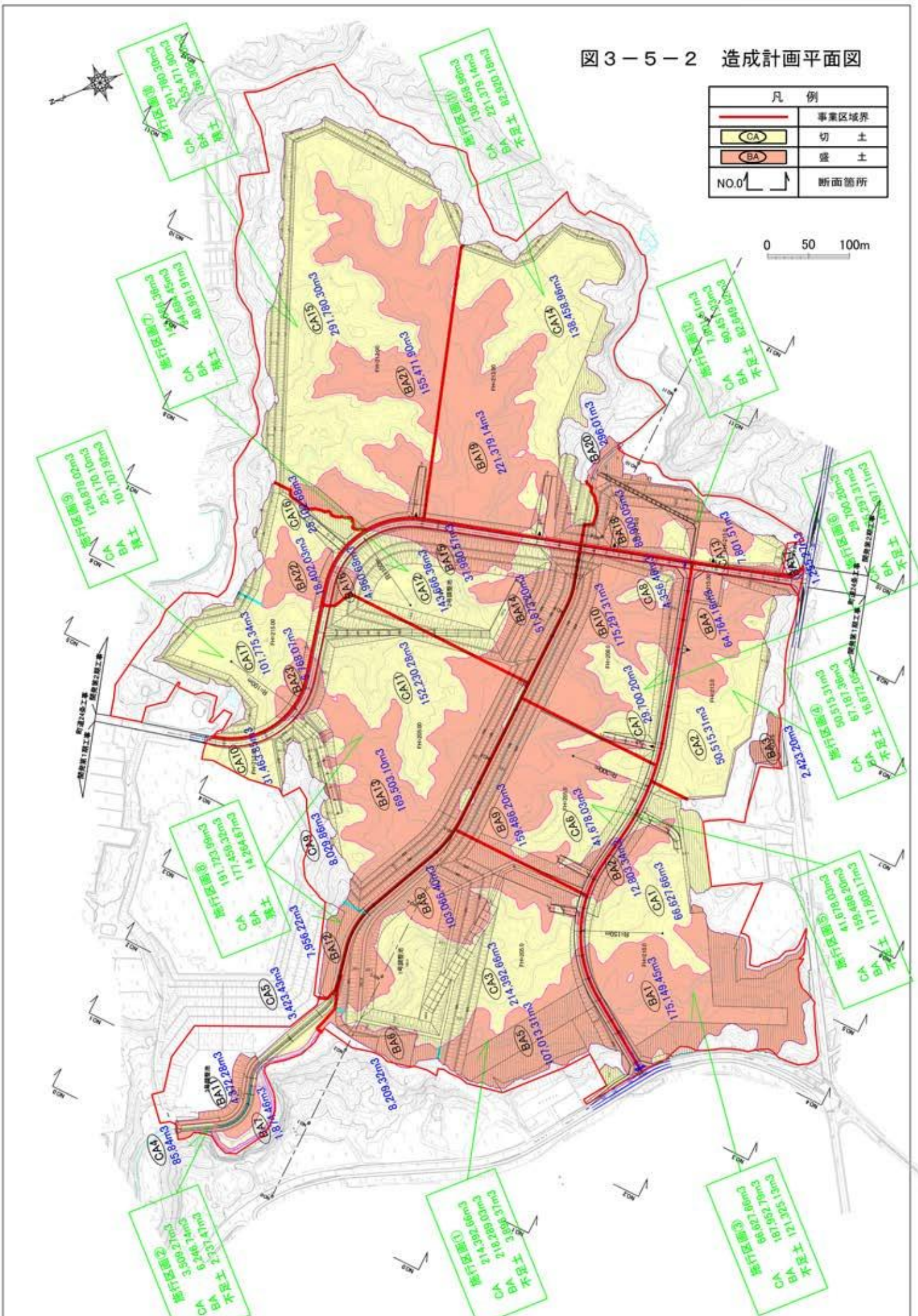


図 3 - 5 - 1 濁水対策を考慮した基本施工順序（谷筋部）

图 3-5-2 造成計画平面図



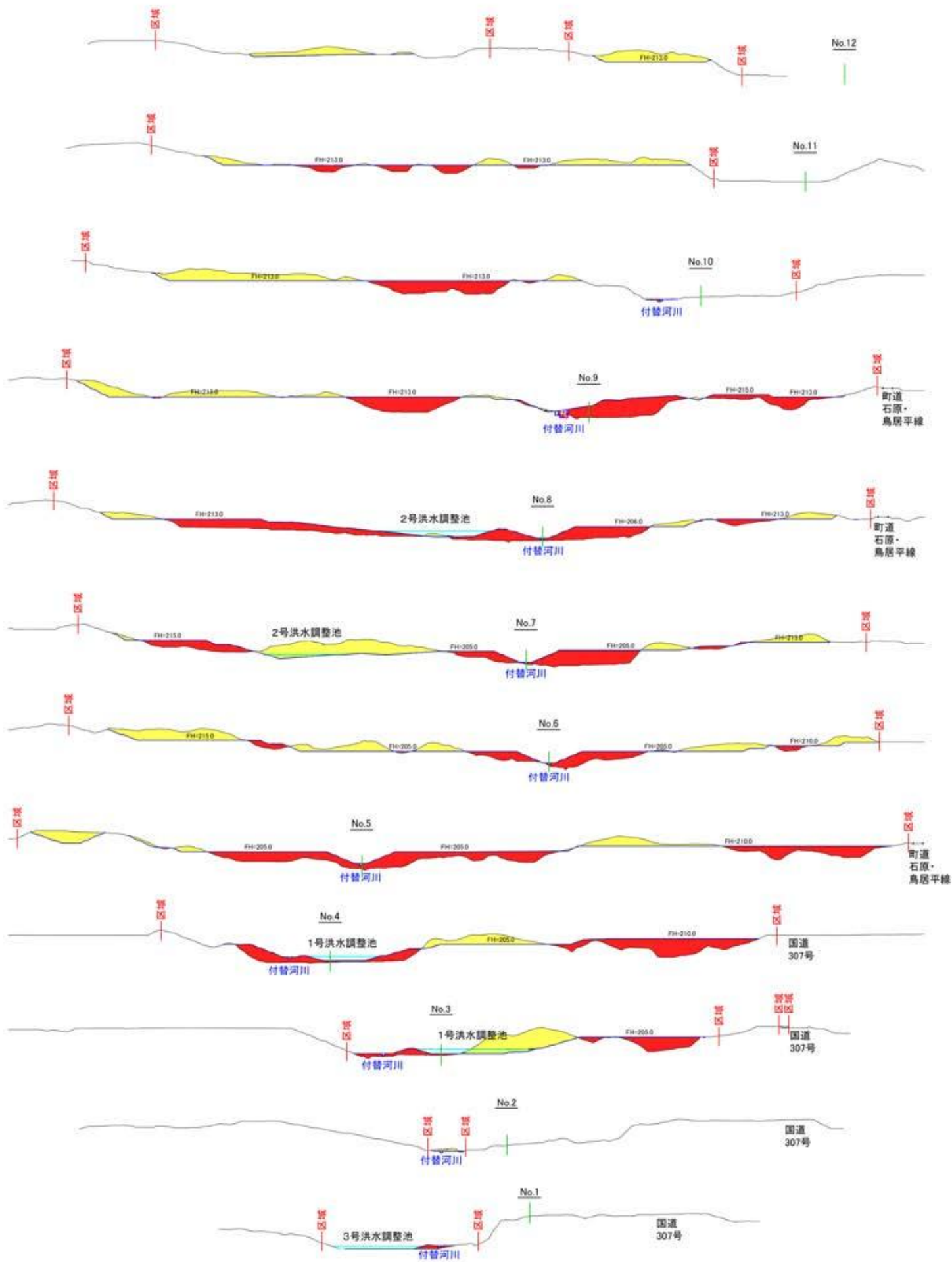


図 3-5-3 代表的な横断面

表 3 - 5 - 1 工種別工事工程

工事種	第1期										第2期										備考
	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	
仮設工																					
伐採																					
仮設道路																					
防炎施設																					
地下排水																					
土工																					
切盛土工																					
搬入土																					
河川改修																					
幹線道路① (東西)																					
幹線道路② (南北)																					
上下水道																					
幹線道路①																					
幹線道路②																					
幹線排水路																					
幹線排水路①																					
幹線排水路②																					
幹線排水路③																					
用農水路																					
用農水路①																					
用農水路②																					
用農水路③																					
公共用道路																					
管理通路①																					
管理通路②																					
公共用道路①																					
公共用道路②																					
調整池																					
調整池1号																					
調整池2号																					
調整池3号																					
道路改修																					
国道取り付け																					
町道取り付け																					
法面・緑化・造成森林																					
法面仕上げ																					
法面緑化																					
造成森林																					
宅地排水、進入道路、整地																					
宅地①																					
宅地②																					
宅地③																					
宅地④																					
宅地⑤																					
宅地⑥																					
宅地⑦																					
宅地⑧																					
宅地⑨																					
宅地⑩																					
宅地⑪																					

3-6. 事業の実施後の土地または建造物等において行われることが想定される

事業活動その他の人の活動の概要

(1) 土地利用計画

土地利用計画を図3-6-1および表3-6-1に示す。

滋賀県、日野町等許認可権者や関係各機関と協議を行った結果、対象事業実施区域内の土地利用は表3-6-1に示すように計画した。

区域内の約49%を工場用地等として利用し、約13%を残置森林として造成森林とともに約29%を森林として確保する。

表3-6-1 土地利用計画

項目	工業専用地域、特別用途地域、 特定保留区域		地区計画予定区域	合計面積 (㎡)	比率 (%)	備考
	第1期		第2期			
	事業地面積(㎡)	町道建設区域(㎡)	事業地面積(㎡)			
工場用地等	161,068.57	0.00	163,635.14	324,703.71	49.16	
道 路	11,294.88	9,054.52	733.23	21,082.63	3.19	
残置森林	23,045.50	0.00	62,627.48	85,672.98	12.97	森林率 25%以上 確保
造成森林	71,194.34	0.00	34,635.55	105,829.89	16.02	
造成緑地	56,359.04	0.00	14,600.69	70,959.73	10.75	
調整池等	43,679.61	0.00	0.00	43,679.61	6.61	
水 路	1,264.82	0.00	0.00	1,264.82	0.19	
河 川	6,378.99	70.01	916.03	7,365.03	1.11	付替え・存置
開発区域面積	374,285.75	9,124.53	277,148.12	660,558.40	100.00	

(2) 導入業種

立地企業の募集については造成工事着手時から行う予定であり、低公害型の企業を念頭に募集を行う計画である。具体的には滋賀県内の工業団地に立地する企業を参考に以下の業種を想定している。

- ・食料品製造業
- ・化学工業
- ・プラスチック製品製造業
- ・金属製品製造業
- ・一般機械器具製造業
- ・電気機械器具製造業
- ・電子部品・デバイス製造業
- ・輸送用機械器具製造業
- ・運輸業、倉庫業、梱包業
- ・産業廃棄物処分業(中間処理業)

(3) 供用後の雨水排水計画

「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月 滋賀県土木交通部河港課」を遵守し、開発地の雨水の流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう1/50年確率降雨強度による調整池を設置し、洪水抑制を行った後、付替え後の野川に放流する。

表 3 - 6 - 2 調整池の計画規模

名 称	形 式	貯水容量(m ³)	貯砂容量(m ³)
1号調整池	フィルダム形式	44,889.87	2,720.17
2号調整池	フィルダム形式	65,886.45	2,793.88
3号調整池	堀込池	12,396.19	2,943.50

(4) 汚水排水計画

日野町公共下水道整備区域への編入について担当部局と協議した結果、最大500m³/日が放流可能であることを確認している。

場内をφ200 L=1,343mで配管整備するとともに、加圧ポンプ2基を合わせて整備し円滑な汚水排水処理を行う。

(5) 建築計画

建築物の詳細は立地企業が決定後に明らかとなるため、現段階では建築計画は策定されていないが、概ね図3-6-3の様な建物配置が想定される。

(6) 交通計画

進入道路は下記の通り整備予定であり、国道307号線および町道鳥居平・安部居線並びに町道石原・鳥居平線に接続を予定している。

- ・幹線道路 W=12.0m L=662.117m（開発による整備道路）
- ・町道認定道路 W=9.0m L=897.253m（町道鳥居平・安部居線の延伸し、町道石原・鳥居平線へ接続。道路法24条施工）

(7) 給水計画

上水については日野町の上水道区域への編入について担当部局と協議した結果、対象事業実施区域北側の配水管より最大400m³/日の供給を受けることが可能である旨を確認したことから、町水道により当工業団地内を賄う計画である。

なお、工業用水については当初井戸水の使用を予定していたが、試掘井戸の揚水試験の結果、十分な揚水量が見込めないことが判明したため、企業誘致の条件として、工業用水が必要な場合は上水道を利用するよう重要事項説明書に記載する。

(8) 廃棄物処理計画

立地企業ごとに処分業者と契約し、適切に処理を行うよう要請する計画である。

(9) 緑化計画

森林法の適用を受けるため、対象事業実施区域内には林帯幅概ね30mの残置森林または造成森林を配置し、周辺環境に配慮する。

造成森林には高木性樹種の苗木H=1.0mを2,000本/haの密度で植樹する。また、植樹下部には種子吹付(三種混合：メドハギ・ヨモギ・チガヤ)により植栽を施し緑化に努める。

裸地の法面や自然緑地の辺縁部の緑化については、法面整形が終了した箇所から逐次早期緑化に努める。

法面勾配1:1.8以上の切盛土部については、侵食防止のため種子吹付による緑化を行うことを基本とする。法面勾配1:1.5以下の長大切土部については、比較的傾斜角が大きく地質により吹付けのみでは定着しづらい可能性があるため、育成基盤の保持、流下水による法面表層部の剥落防止を図るため、ネット張植生工による法面緑化を行う。

緑化に使用する樹種については、自然環境保全協定実施要領で野鳥の食餌樹木として例示されている、ウルシ科のヌルデ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ、モチノキ科のイヌツゲ、ソヨゴ、ウメモドキ、バラ科のミヤコイバラ、ノイバラ、キンミズヒキ、ダイコンソウ、ニガイチゴ、ナガバモミジイチゴ、フユイチゴ、ナワシロイチゴ、カマツカ、ケカマツカ、アズキナシ、ウラジロノキ、ツバキ科のヤブツバキ、ヒサカキ、サカキ、クマツヅラ科のクサギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキの中から選定する。なお、これらの種は現地調査で現況植生の構成種として確認されたものが多く、改変区域の表土を撒き出すことで野鳥の餌となる液果をつける種の植栽に寄与できると考えられる。また表土にはコナラを初めとするブナ科の種子も含まれており、長期的には現況の森林の再生につながると考えられるが、種子からの成長には時間を要するため、現地採取した種子から育てた苗木による高木の植栽を行う。

工場用地については各立地企業が工場立地法に適合するよう緑地や修景施設等を整備することになる。

(10) 消防水利計画

事業に伴い整備される道路内に消火栓を設置する予定。

また、工場敷地内の消防水利として、防火対象施設から消防水利に至る距離の確保が不足する場合、別途防火水槽(常時40m³貯水)を設置し、消防水利の確保を図る。

図3-6-1 土地利用計画図

0 50 100m

工場用地等
道 路
残置森林
造成森林
造成緑地
調整池等
水 路
河 川



注1) 本事業は、日野町の都市計画マスタープランと整合していることから事業化を推進しており、同プランでは環境影響評価条例による工業団地や住宅、並びに工場用地を含め宅地と表現されているため、本図書における表記を宅地とした。

注2) 残置森林の区域については今後のモニタリング調査の結果により、変更する場合がある。

図 3-6-2 供用後の排水計画平面図

0 50 100m

凡 例

	排水計画地
	排水路
	排水溝
	排水路
	排水路

対象事業実施区域
流域界

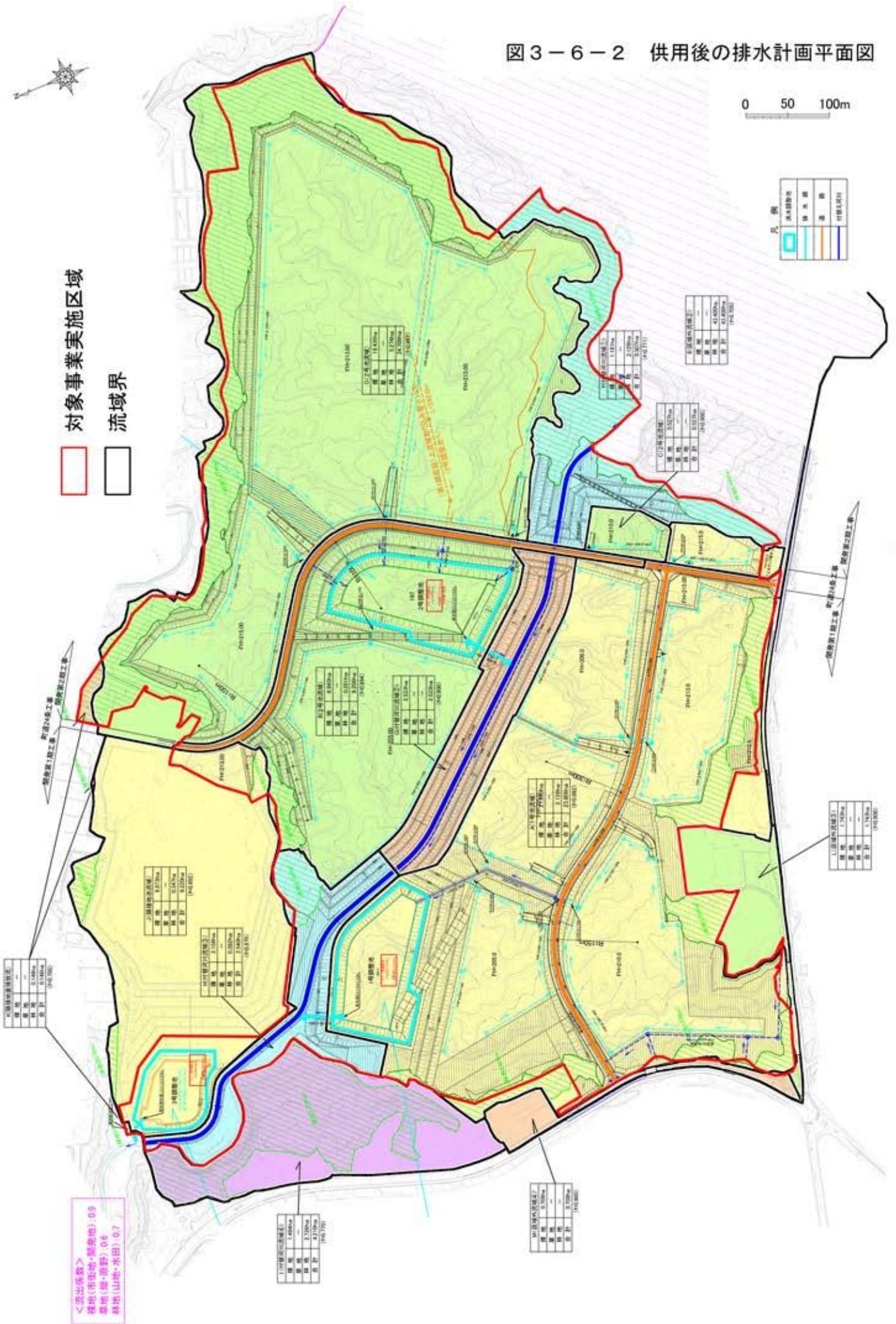


図3-6-3 供用後の建築物のイメージ

0 50 100m



3-7. 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容

(1) 立地選定の経緯

対象事業実施区域の内、西側の国道307号に面する北西部分については昭和48年12月に市街化区域の工業専用地域への編入が、西側部分については昭和57年2月に市街化区域の工業地域への編入が行われている。しかし地形的な要因とその区域面積等の制限から工業団地としての開発が行われてこなかった。日野町は地域の発展と土地の有効利用の観点から対象事業実施区域の南側部分について、市街化区域に編入すべく特定保留としているところであり、対象事業実施区域の東側については地元から上記の区域とあわせての土地の有効利用の要望もあることから、環境影響評価の手続き期間中には地区計画が策定される予定である。以上の状況を踏まえ、事業者として一体で工業団地としての開発を行うこととしたものである。

(2) 環境の保全の配慮に係る検討

配慮書段階で行った環境の保全の配慮に係る検討内容については第5章に掲載した。

配慮書段階で重大な影響がないと判断した項目についても必要があると考えられた項目については方法書において調査・予測・評価の対象とした。また方法書段階から事業計画および調査・予測の内容に変更が生じたものについては第6章、6-4.に掲載した。

(3) 複数案の検討

対象事業実施区域の選定については上記の経緯に基づいており、位置・規模の複数案から絞り込んだものではないが、環境影響準備書において各宅地に配置する立地企業の業種を複数案設定することで環境に及ぼす影響の感度分析を実施した。

(4) ゼロ・オプションの取り扱いについて

本事業は、民間事業者による工業団地造成の実施を前提としているため、ゼロ・オプションの検討は非現実的であり、対象としていない。